

2020年9月7日

日通システム株式会社

代表取締役執行役員社長 加村 稔

問合せ先： 052-249-9200

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考えております。健全な企業体質こそが企業を発展・成長させるという方針のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実を経営上の重要な課題の一つと位置付けております。

また、経営の透明性を高めていくことがコンプライアンスの実現に欠かせないと考えております。今後も情報開示の姿勢を堅持し、株主をはじめとするステークホルダーに対して、迅速かつ適切な情報開示を行ってまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社では、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則のすべてを実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エヌイーシステムサービス株式会社	3,585,000	47.51
日通システム持株会	1,473,700	19.53
加村 稔	950,000	12.59
MK株式会社	550,000	7.29
三菱UFJキャピタル株式会社	450,000	5.96
國井 達哉	183,500	2.43
加村 光子	160,000	2.12
加村 光造	46,800	0.62
西垣 延夫	36,000	0.48
鷺尾 康史	25,000	0.33

支配株主（親会社を除く）名	加村 稔
---------------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

<p>上記「大株主の状況」について、以下のとおり記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年8月末日時点の株主名簿に基づいて記載しております。</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社の代表取締役執行役員社長加村稔は、支配株主に該当しております。当社は原則として支配株主との取引を行わない方針ですが、例外的に支配株主との取引を行う際には、一般取引先と同様の適切な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性については取締役会において慎重に審議の上決定し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

<p>該当事項はありません。</p>
--------------------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柴田 光朗	他の会社の出身者													
渡邊 芳樹	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 光朗	○	—	企業経営における豊富で幅広い経験に加えて、当社のビジョンと事業内容への深い理解に基づき、そこから発生しうるリスク等について、経営陣との忌憚のない議論を交わし、必要に応じて厳しい意見も率直に述べていることから、当社の経営戦略上有用

			<p>な意見・助言が期待でき、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は当社株式を5,000株保有しておりますが、その他、当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係において、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出る予定にしております。</p>
渡邊 芳樹	○	—	<p>国民生活の保障・向上と経済の発展に係る豊富で幅広い経験と高い見識を有し、当社の経営戦略上有用な意見・助言が期待でき、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係その他の利害関係において、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出る予定にしております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----



【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会及びその他の重要会議に出席し、客観的な視点で経営の妥当性、効率性及び公正性に関する助言や提言を行うとともに、会計監査人及び内部監査室より定期的に監査の結果の報告を受けており、適宜連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤岡 旭	他の会社の出身者													
加藤 厚	弁護士													
志賀 慶章	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤岡 旭	○	—	<p>当社の経営・企業価値を理解した上で、経営者としての豊富な経験や高い見識を活かし、経営全般に対して独立した立場で経営監視機能を発揮しております。今後も引き続きコーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントに関する高い知見に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して社外監査役に選任しております。</p> <p>また、同氏は当社株式を10,000株保有しておりますが、その他、当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係において、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出る予定にしております。</p>
加藤 厚	○	—	<p>弁護士として法務面での高い専門的見地からの提言が的確であることから、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して社</p>

			<p>外監査役に選任しております。</p> <p>また、同氏は当社株式を5,000株保有しておりますが、その他、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係において、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出る予定にしております。</p>
志賀 慶章	○	—	<p>公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有し、上場会社での社外監査役を務めた経験等幅広い見識を有していることから、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して社外監査役に選任しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係において、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出る予定にしております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
---------------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点においてインセンティブを付与するための特別な制度は必要ないと考えております。
-------------------------------------------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、個別開示は実施しておらず、総額にて開示しております。
------------------------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬については、取締役会決議により代表取締役に一任し、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定しております。個別の報酬等の額は固定報酬のみで構成されており、会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮して決定しております。</p> <p>監査役の報酬については固定報酬のみであり、個別の報酬額は限度額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>社外取締役へのサポートは主に管理本部で行い、社外監査役へのサポートは主に内部監査室が行っております。</p> <p>取締役会に付議される議案につきましては、取締役会開催前の事前通知および必要に応じて事前説明を行うとともに会議後の議事録確認を行っております。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1)取締役会

当社の取締役会は、代表取締役執行役員社長加村稔が議長を務め、西垣延夫、鷺尾康史、加村光造、國井達哉、柴田光朗（社外取締役）、渡邊芳樹（社外取締役）の7名の取締役で構成されており、毎月1回開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では監査役出席の下、経営全般及び業績の進捗状況の報告、会社の重要事項に関する意思決定を行っております。取締役7名のうち2名は社外取締役であり、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図っております。

### (2)監査役会

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、常勤監査役である藤岡旭（社外監査役）が議長を務め、加藤厚（社外監査役）、志賀慶章（社外監査役）の3名の監査役（藤岡旭を除く2名は非常勤監査役）で構成されており、毎月1回開催される定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務内容の聴取や重要な決裁書類の閲覧を通じて、職務執行状況を常に監査できる体制となっております。

### (3)執行役員会議

当社は、機動的な意思決定及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会において選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い業務執行を行っております。また、当社は、経営に関する重要な事項の審議、執行役員の業務執行に関する報告及び役員間の情報交換を図る会議体として、執行役員会議を設置しております。

執行役員会議は、代表取締役執行役員社長加村稔が議長を務め、取締役かつ執行役員である西垣延夫、鷺尾康史、加村光造及び國井達哉、執行役員である加村建史、平田英之及び吉田玲子、柴田光朗（社外取締役）、藤岡旭（社外監査役）、青木順（電子カルテ本部長）、並びに議長により指名された者で構成され、毎月1回開催しております。必要に応じて取締役会に報告することを目的として、各事業の進捗状況の報告、業務に関する協議等を行っております。

### (4)内部監査室

当社の内部監査は代表取締役直轄の内部監査室にて内部監査室長1名が行っており、内部監査室長酒徳正子は監査法人勤務経験に基づく会計の専門知識を有しております。内部監査は各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役と被監査部門に報告しております。被監査部門に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。

また、内部監査室は監査役会及び会計監査人と年4回、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

### (5)コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役執行役員社長加村稔が委員長となり、委員は西垣延夫、鷺尾康史、加村光造、國井達哉、柴田光朗（社外取締役）、渡邊芳樹（社外取締役）、藤岡旭（社外監査

役)、加藤厚(社外監査役)、志賀慶章(社外監査役)及び委員長により指名された者で構成され、3か月に1回開催され、コンプライアンスの基本方針並びに法令遵守の普及・徹底方針に関する事項等を審議・決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は過半数が高い専門性(財務・会計、法務等)を有する社外監査役で構成されており、独立性を有する社外取締役及び代表取締役直轄の独立機関である内部監査室と連携することで経営に対する監査・監督機能が十分に機能するものと考え、当該体制を採用しております。また、執行役員制度を導入しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知に記載する情報を当社ウェブサイトに掲載することを検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は12月であるため、比較的集中日を回避した日程設定が可能であります。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性向上、議決権行使率の向上のため、電子投票制度の導入を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりませんが、株主構成等をふまえ上場後の検討課題といたしております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員とし	



	て必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である。」と考えております。上記考えに基づきディスクロージャーポリシーを現在策定しており、上場後は当社ホームページのIRサイト内に掲載する予定にしております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は個人向け説明会を開催し、事業の状況や業績、経営方針等を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後はアナリスト、機関投資家向けの説明会を実施し、事業の状況や業績、経営方針、業績見通し等を説明する予定にしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として認識しております。	
IR 資料をホームページ掲載	上場後は当社ウェブサイトにて、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示書類および各種説明会資料等を掲載する予定にしております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当責任者を管理本部長、担当部署は管理部及び経理部としてIR活動に向けた体制を構築する予定にしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	上場後は顧客、株主、投資家等のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を公表していくことが重要であるとの認識のもと、当社ホームページ等を通じて正確な情報開示を行なう予定にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では社内規程、稟議、契約書類等の文書について、ペーパーレス化を推進しており、事業活動における省資源化に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	顧客、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適時適切な情報開示を行うため、情報開示に係る基本方針として、「ディスクロージャーポリシー」を策定しております。当社では、当該ポリシーに基づき、上場後はステークホルダーに対し情報開示を行なう予定にしております。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くようなリスクマネジメントを行っております。なお、当社の定める「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は、以下のとおりであります。

## 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために「企業理念」「行動憲章」「行動規範」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守しております。

(2) 「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守しております。

(3) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス委員会と連携の上、取締役及び使用人に対する適切な教育研修体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行については、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令や定款に違反する行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役に報告し、これを是正しております。

(5) 使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室を設置し、当該内部監査により法令等の遵守を確保しております。

(6) 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築しております。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。

(2) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供しております。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(2) 「取締役会規則」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任を明確化しております。

## 5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 管理部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理を行っております。

(2) 経営管理については、子会社の取締役に当社の取締役又は執行役員が就任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、取締役会等において業績その他重要事項を報告しております。



(3)内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告し、代表取締役はこれを承認しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を求められたときは、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たっております。

(2)監査役を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が確保されるものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行っております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1)当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告しております。また監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

(2)監査役は、取締役会などの経営に係る重要な会議に出席するとともに年間監査計画に基づき、各部署への往査、代表取締役への助言及び会計監査人との随時の意見交換などを行うことができます。

(3)当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しております。

(4)当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に徹底しております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互に連携しております。

(2)監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

(3)当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払います。

9. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1)国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」又は、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り、当社及び子会社への啓発活動に努めております。

(2)管理部を対応部署としておりますが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしております。

(3)公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び愛知県企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会にて開催される会議等に参加し、情報の共有化を図り、協力体制を整備しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の評価を行い、必要があれば改善を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」又は、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り、当社及び子会社への啓発活動に努めております。

管理部を対応部署としておりますが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしております。

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び愛知県企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会にて開催される会議等に参加し、情報の共有化を図り、協力体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
該当項目に関する補足説明	
—	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の適時適切な開示を実施するため、「適時開示情報管理マニュアル」を制定し、情報収集プロセスや公表プロセスを明文化するとともに、適時に、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。

1. 適時開示の責任及び担当部署の整備

会社情報の適時開示の管理責任者として専務取締役執行役員管理本部長を情報取扱責任者に任命し、原則として決算に関する情報開示については経理部、決定事実・発生事実・その他に関する情報開示については管理部を担当としております。

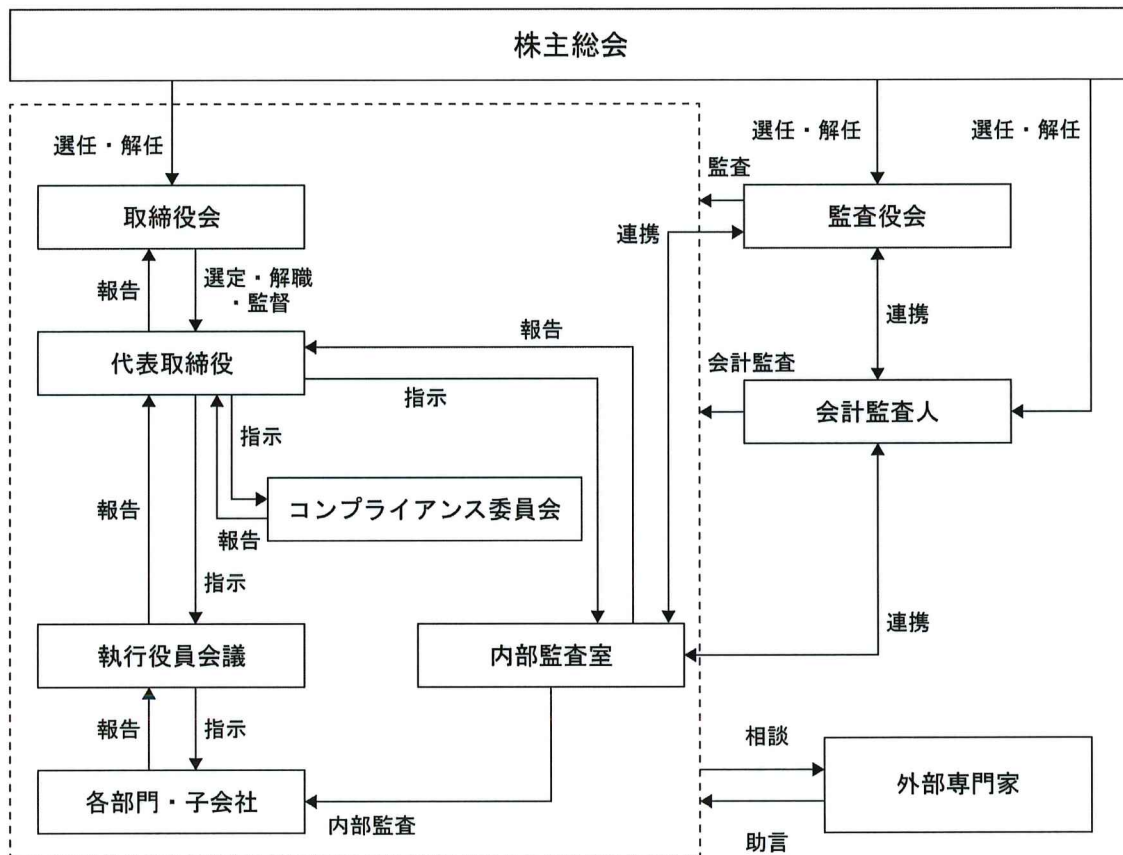
2. 全社的な対応整備及び適時開示手続きの整備

当社は、上場に向けて当社の役員・従業員に対して適時開示に関する教育を研修会等の機会を設け、適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

上場においては、経理部は社内各部門から報告を受け、原則、取締役会の承認を経て、情報取扱責任者が速やかに貴証券取引所へ開示することとしております。

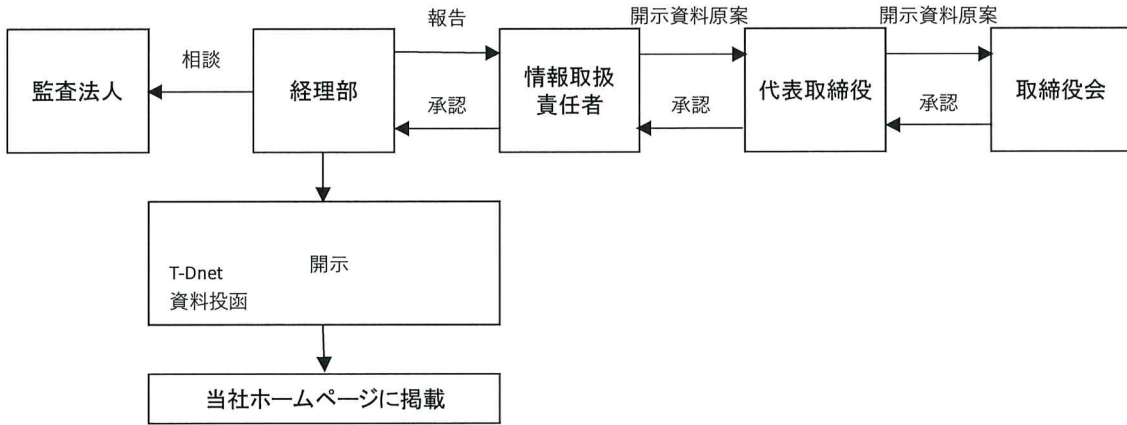
会社情報の取扱いについては、情報取扱責任者、経理部及び管理部並びに該当事項の関係者のみに限定をしており、該当部署以外には情報漏洩をしないように細心の注意を払っております。

【模式図(参考資料)】

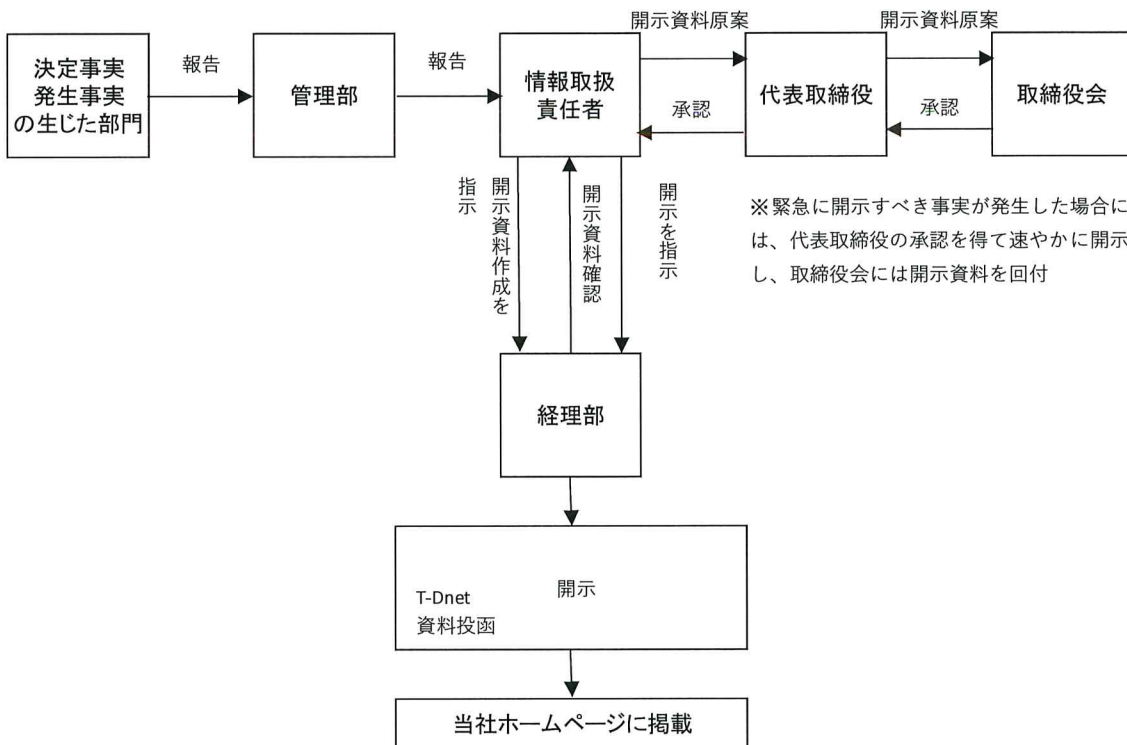


【適時開示体制の概要（模式図）】

<決算に関する情報開示>



<決定事実・発生事実・その他に関する情報開示>



以上